慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	経済学史上における最低賃金制論の形成
Sub Title	The outset of the theory of legal minimum wage in the history of political economy
Author	黒川, 俊雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.11 (1958. 11) ,p.967(31)- 980(44)
JaLC DOI	10.14991/001.19581101-0031
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19581101-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

くは、追究していないが、そこに、近代的諸条件が士気の確立を阻んでいる事態が看取される。個人的動機と企業目的とを背馳させる近代的諸制度の問題性が、究明の対象とならなくてはならない。メイヨーも「一九世紀の間に、科学と産業との急速な発達は、個人の集団との一体性（identification）及び彼の仕事における満足の感情に終止符を打った」[5]と述べている。これからしても、現代の社会的情況が士気の高揚を可能にする条件の確立を妨げている事情が察知されるのではないだろうか。企業をも含む、より大きな社会の問題は本論での範囲を脱しているから、別の機会に、それは論ぜられるだろう。

（1） Barnard, op. cit. p. 294.

（2） バーナード（op. cit., pp. 56-61）はこの能率という用語を特殊な意味で使っている。協働が有効であるためには、換言すると、協働がその目的を達成するためには、それはそれに参加する個人の動機を満足させなくてはならない。そうでないと、協働はそれに対する個人の貢献を期待しえない。能率はこの個人的動機の満足に関連している。能率の度合は、個人の協働に対する貢献と協働が個人に与える誘因とによって測定される。

（3） バーナード（op. cit., Preface, p. xi）は「経済理論と経済的関心を第二義的——不可欠なものではあるが——位置に引き下ろして、はじめて、組織あるいはそこにおける人間行動を理解しえた」と述べている。

（4） Taylor, Shop Management, Foreword by H. R. Towne, p. 9.

（5） Mayo, op. cit., p. 6.

経済学史上における最低賃金制論の形成

黒川俊雄

はしがき

現在日本で最低賃金制の実施がようやくさしせまった重要な課題となってきている。そこで筆者はすでにその歴史と筆者なりの政策論を『最低賃金制論』という小著にまとめたのであるが、改めて、その最低賃金制が経済学史上でどのように理論的にとりあつかわれてきたかを歴史的にふりかえってみたいと思う。というのは、そうすることが現在の最低賃金制問題を解明するために少なからず役立つと思われるからである。ただ本稿では、その最初の時期にしかふれえなかった。その後の歴史については、また、別の機会に発表したいと思う。

一

われわれが最低賃金制と呼ぶのは、一定額の最低賃金以上の賃金を支払わなければならないということ、逆にいえば、一定額の最低賃金未満の低賃金を支払ってはならないということを国家が使用者に対して法律によって一般的に強制する制度のことである。それゆえ賃金が上昇したり低下したりする運動の過程で、法則的にそれ以下には低下しない「賃金の最低限」について経済学が論及しているとしても、それは最低賃金制論とはいえない。

たしかに、このような「賃金の最低限」は、マーカンチリズムの解体の過程を通じて多くの経済理論家によって論じられ、フィジオクラートによってもその理論的な前提とされていたところであり、スミス、リカアドなどの古典派経済学者およびマルクスによっても論及されたところである。それは、まさに、賃金が究局において労働者の生存費によって規制されるとみる「生存費説」として展開されてきたものである。そして「賃金の最低限」をなす「生存費」の内容も、ペティーにおける「ちょうど生きていけるだけの生活資料」という概念からジェームス・ステュアートにおける生活資料の「政治的に必要な最低限」と区別された「生理的に必要な最低限」

という概念にいたるまで、理論的な発展がみられた上に、とくに、アダム・スミス、リカアドを経てマルクスにおいて「労働力の価値の最低限界」として、理論的に完成された域に達したとみられる。

即ち、スミスは『国富論』の中でこうのべている。

「雇主はその労働者との争議において通常勝つにはちがいないが、それにもかかわらず、最低種類の労働の普通賃金さえも長くはそれ以下に切り下げえないように思われる一定の率がある[注1]。」

またリカアドは『経済学および課税の原理』の中で、

「社会の自然的発達の上では、労働の賃金は、その需要供給によって支配されるかぎり、下がる傾向をもっているであろう。」と主張し、「資本が増減しなくなるまで」賃金が下がりつづけ「賃金もまた増減しなくなって、現人口数を維持するに足るだけとなるであろう。」とのべている[注2]。

また、周知の通りマルクスは『資本論』の中で次のように論及している。

「労賃は一面からみれば自然法則によって調整されている。その最低限界は、労働者がその労働力を維持し再生産するために得なければならぬ生活手段の肉体的最低限により、つまり一定分量の諸商品によって、あたえられている[注3]。」

ただマルクスのばあいには、この最低限界がはなはだ弾力性をもっており、しかもこの最低限界以下にさえ賃金が低下しうる諸事情をとくに明確に指摘している。

けれども、いずれも賃金の低下に法則的な「最低限」が存在することを認めており、それゆえそのような「最低限」を法律によって決めなければならないことを主張してはいない。そこでかれらが現在問題となっているような最低賃金制に論及していないことは明らかである。

ただスミスもリカアドも賃金に対する法的干渉一般についてきわめて簡単にその見解をのべていることは、ここで注目しておく必要があるであろう。

まずアダム・スミスは、いわゆる本源的蓄積（スミスのいう先行的蓄積）の時期に、国家が一般的に法律または治安判事の命令によって賃金の相場を決めてきたことをのべ、このような慣行は次第にすたれてはきたが、なお特殊の法律によって特定の職業または地域における賃金を統制しようとくわだてることがある点を指摘して、「何でも議会が雇主とその使用する労働者との間の意見の衝突を調停しようとくわだてるばあい、その顧問となる者は常に雇主である。それゆえこの調停が労働者の利益になるときには常に正当であり、公平であるけれども、それが雇主の利益となるばあいにはそうでないことがしばしばある[注4]。」と主張している。

ここで注意すべき点は、スミスが賃金に対する法的干渉を一般的に否定しておらず、「労働者の利益になる」ときには常に「正当」「公平」であるとしていることである。このような点に、かつてヘルクナーは『国富論』の中に社会改良主義の源流をみとめたのであろう[注5]。そしてスミスが最低賃金制のことに直接ふれていないとしても、それが、すでにのべたように、一定額の最低賃金以上の賃金を支払わねばならないことを使用者に対して法律によって一般的に強制するものとして、それは、労働者の賃金引下げを阻止し、むしろ賃金引上げを促進するという意味で「労働者の利益になる」ものであるかぎり、おそらくはスミスによって「正当」「公平」とみなされたかもしれない。

ただスミスは、その当時「労働者の利益になる」法律としては、アンナ朝第一年の法律やジョージ二世第十三年の法律のような、トラック・システム（現物賃金制）を禁止する法律だけしか挙げていない。そして「雇主の利益になる」法律として、ジョージ三世第八年の法律を挙げて、こうのべている。

「雇主がその使用する労働者の賃金を引下げるために団結するばあいには、普通かれらは私的な同盟または協定を結んで、一定額以上の賃金を支払わないことを約し、その違反者には一定の懲罰を加える。ところがもし労働者が同種の反対の団結をして、一定額の賃金以下の賃金を受取らないことを約し、それに違反したばあい懲罰を加えることにすれば、法律はかれらをきびしく罰するであろう。もし法律が公平に振舞うならば、雇主をも同様に罰すべきであろう。しかるにジョージ三世第八年の法律は、雇主が右のような団結によって確保しようとくわだてる規定を、法律の力によって強行しようとするものである[注6]。」と指摘している。それゆえスミスは、雇主の団結、とくにそれを庇護している法律を「正当」「公平」の立場から非難しているだけであって、積極的に、雇主の団結に対抗する労働者の団結を保障し、また一定額の最低賃金以上の賃金を保障するような法律の制定を主張したわけではないように思われる。ここに、スミスのブルジョア的限界が認められるとしても、いまだ産業革命の前夜にあって賃金低下はそれほど顕著ではなかった時代、多くの親方がいまだ近代的ブルジョアジーに成長しきれなかったとともに労働者と密着し、自らも労働者的な側面をもっていた時代において、スミスはまさに労働者に「同情的」でありえたばかりでなく、ブルジョア民主主義の自由、平等を形式的にのみ解しえなかったとみなされるべきであろう。

ところがその後、スミスの「弟子」と自称する小ピットは、急速に成長しつつあるイギリス・ブルジョアジーの政治的代弁者として一七九九年かの悪名高い団結禁止法を制定して労働組合に弾圧を加え、しかる後に、従来から労働者の団結を禁止して賃金を統制してきた旧い法律を廃止していった。これは、イギリス・ブルジョアジーがブルジョア民主主義の自由、平等をますます形式的にのみ解し、実際上「資本の自由」を貫徹しようとするようになってきた結果にほかならない。

しかもすでに産業革命がはじまり、紡積機械の発達とその採用によって綿糸が安価になった結果一時的に「黄金時代」をむかえた綿織物業では、親方の利潤が増大したばかりでなく、手織工の賃金も

高くなったが、それゆえに小親方が殺到して競争がはげしくなり、手織工の数もふえてやはり相互の競争がはげしくなってきたので、一八世紀末から一九世紀にかけて手織工の賃金が急激に引下げられる傾向が生じ、団結禁止法の制定によってこの傾向は拍車をかけられた。それゆえ手織工は、一八〇〇年賃金切下げを取締る最低賃金法の制定を議会に要求する運動をおこしたが、ピットは、契約の自由というたてまえからこれを拒否し、そのかわりに綿業仲裁法を制定して、手織工をなだめようとした。しかし団結禁止法下の手織工にとって仲裁は利益とならなかったので、一八〇五年再び最低賃金法の制定を議会に請願する運動をおこすようになった。そして賃金引下げによるはげしい競争にたえられなくなってきた親方たちの中からもこの請願運動に参加する者が出てきたが、一八〇八年議会は最低賃金法案を圧倒的多数で否決してしまった。手織工はそこで暴動にたちあがり、その後法律ではなくて賃金引上げのための大規模なストライキをおこすようになった。その後繊維労働者の大ストライキなどにおそれをなしたブルジョアジーのあいだにも最低賃金法を制定しようとする動きがしばしばみられたが、ついに制定されずに終った。

これは、最低賃金法の要求が、労働時間制限法の要求のように多くの産業の広い層の労働者の要求とならず、やがてはほろびゆく手織工だけの要求にとどまったために、イギリスのブルジョアジーが譲歩してそれを制定する必要をみとめなかったからであるが、そればかりでなく、イギリスのブルジョアジーが、ますます形式的な自由、平等の立場から、賃金は雇主と労働者との個人的契約によって自由に決定されるべきであり、最低賃金法はこの契約の自由を侵害するものだと主張するようになってきたからである。[注7]

リカアドが、産業革命の真只中にあって、このようなイギリス・ブルジョアジーの理論的代弁者として、アダム・スミスよりもはるかに、賃金に対する法的干渉を否定する立場にたつようになったとしても、不思議ではあるまい。リカアドは『原理』の中で「賃金が規制され、各共同社会のはるかに最大部分の幸福が支配される諸法則」を認めた上で、「賃金は、他のあらゆる契約と同じく、市場の公平自由な競争にまかされるべきで、決して議会の干渉によって統制されるべきではない。[注8]」と主張している。したがってリカアドにとっては、賃金に対する法的干渉は、それが労働者の利益になるか否かを問題とするまでもなく、おこなわれてはならないものであり、また必要としないものなのである。

（注1） A. Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, ed. by Cannan, Vol. I. p. 69.
（注2） D. Ricardo, Principles of Political Economy and Taxation, ed. by Gonner, p. 77.
（注3） K. Marx, Das Kapital, Volksausgabe besorgt vom M. E. L. Institut., Bd. III, S. 914. 長谷部訳一一二一四頁。
（注4） A. Smith, ibid., p. 143.
（注5） H. Herkner, Die Arbeiterfrage Bd. II, S. 152.
（注6） A. Smith, ibid., pp. 143-4.
（注7） 拙著「最低賃金制論」一三一一六頁。
（注8） D. Ricardo, ibid., p. 82.

二

さて賃金に対する法的干渉一般についてのスミス、リカアドの見解は、およそ以上のようなものであるが、スミスの死後、一七九五年のスピーナムランド法（Speenhamland Act）によって、救貧法が改正され、穀物価格の変動と家族数に応じて、最低生活をまかなうに足らない賃金の不足分を救貧税で補償しようとする補償金制度（Allowance System）がとられてから、経済学者は賃金に対する法的干渉の身近かな具体例として、これを強く非難するようになった。しかもそれは、今日の最低賃金制の先駆とみられがちであること、また、日本では、戦後最低賃金制を制定しようとする立場から、最低賃金八千円に達しない賃金しか労働者に支払えない中小・零細企業に対して、その差額を国家が補償する制度を日本社会党が主張したことなどを考えれば、この救貧法における補償金制度に対する経済学的批判を検討してみることは、あながち無駄ではあるまい。

救貧法における補償金制度の適用をうけるようになった働く貧民（labouring poor）には、農業労働者が多く、かれらは、その低賃金が穀物価格と家族数に応ずる最低生活費に不足するばあい、その不足分を教区から補償された。たとえば、その補償基準は、労働者夫婦と子供二人で賃金が一シリング四ペンス、パンの価格が一シリング一ペニイ（per Gall.）となっており、これ以上に子供がふえ、パンの価格が騰貴して賃金を最低生活費が上まわるばあい補償されることになっていた。[注1]

このような制度をまず強く批判したのはマルサスであった。周知の通り、マルサスは、その『人口論』の中で、救貧法を痛烈に批判し、救貧税負担の増大を怨嗟する地主階級を代弁した。

マルサスによれば「イギリスの救貧法は、二つの方向に貧民の一般的地位を圧迫する傾向をもっている。その第一の傾向は、それを支えるに足るだけの食物を増加させずに人口を増加させることである。貧民は独立して一家を支えることができる望みが殆どまたは全くなくても結婚できる。それゆえこの法律は、ある意味においては貧民を製造してそれを減らさないものであるともいえる。[注2]」

とくにこの救貧法における補償金制度は、下層社会に「独立の精神」を失わしめ、「不節制」「悪徳」「怠惰」を助長するとともに、[注3]人口を増加させて食料割当量を減少させ、下層社会における貧困を増大させるばかりでなく、一定量の食料を「社会の最も価値ある部分とはいえない一部」に消費させることによって「もっと勤勉であり社会にはもっと大切である人々に属する食料の分前が減る」[注4]よう

な結果をひきおこすと、マルサスは主張した。

このような批判の根拠に「人口は、制限されなければ、幾何級数的に増加する、生活資料は算術級数的にしか増加しない。」[注5]というかの人口法則が横わっていることはいうまでもない。またこの人口法則からみちびき出された素朴な賃金基金説が前提となっていることも明らかである。

そしてこのような見地からマルサスは、「自然法則」に反する「救貧法の漸次的廃止」を次のように主張したのである。

「私が本当に提唱する方法は……救貧法を徐々に、きわめて徐々に廃止していくということである。私がなぜそんなことを提唱するのかといえば、救貧法は明らかに労働の価格を低下せしめ、労働者の生活状態をこんな法律がないばあいよりもっと本質的に悪化すると確信するからである。[注6]」

以上のようなマルサスの「救貧法の漸次的廃止」論は、リカアドによっても支持された。地主階級の代弁者とみなされるマルサスに対して、新興ブルジョアジーを代弁するリカアドが、多くの問題で理論上対立したことは、今更指摘するまでもなかろうが、救貧法に関してはその意見が全く一致していた。

リカアドは、救貧法を、さきの「賃金が市場の公平自由な競争にまかされるべきで、決して議会の干渉によって統制されるべきでない」という原則に反するものとみて、「それは、立法者の慈悲深い本志の通りに、貧民の状態を改めるようなことはなくて、貧民、富者の状態を共に悪化させる。貧民を富裕にはせずに、富者を貧困にするようにこの法律は考案されている。そして現行法が実施されるかぎり、貧民を養うための基金が累進的に増大して、ついにこの国の純収入全額を吸収するか、少くとも純収入のうち、国自身の経費に対する決してなくなることのない需要をみたしたあとでわれわれに国が残すだけのものをも、吸収してしまうようになることは、全く自然の成り行きなのである。[注7]」と主張している。

そしてさらにこうつづけている。

「この法律の有害な傾向は、マルサス氏の有能な手で十分にあばかれて以来、もはや知らない者もなく、貧民の友である者はすべて熱心にその廃止をねがわざるをえない。ところが不幸にして救貧法はきわめて長い間制定されてきて、貧民の習慣がその運用にもとづいて形成されてきたので、これをわが国の政治制度から安全に一掃するには、最も細心で巧妙な処置をとる必要がある。もしもその利益のために救貧法が誤って制定されたような人々にとってたえがたい苦難をふせぐことが望しいならば、その廃止は最も徐々におこなわれるべきだということは、この法律の廃止に最も好意をよせているすべての人々の意見が一致するところである。[注8]」

そもそも救貧法における補償金制度を規定した一七九五年のスピーナムランド法は、それ以前に制定されて、院外救済（Out Door Relief）を認めたギルバート法（Gilbert's Act）と共に、貧民への人道的な同情を動機としながらも、プロレタリアートの反抗をや

わらげようとする目的をもったブルジョアジーの譲歩であったが、その翌年一七九六年にホイトブレッドが農業日雇労働者のための最低賃金法案を下院に提案したとき、ピットがこれに反対したことでもわかるように、補償金制度は、まさにブルジョアジーにとって最低賃金制よりもはるかにうけいれやすいものとしてすでに設けられたのであり、ともかく「貧民の状態が残酷である」ことを認めざるをえなかったブルジョアジーがおこなった全くけちくさい譲歩にすぎなかった。

それゆえこの制度は、最低賃金制とは異なって、リカアドの主張するように、決して賃金の決定が「公正自由な市場の競争」にまかされるのをさまたげるものではなかった。この点は、後に、ジョン・ステュアート・ミルがその著『経済学原理』の中で正しく指摘している。即ち、ミルは、「この方法は、契約の自由に干渉せず、賃金を市場の競争によって決められるままに放任するが、賃金が不十分とみとめられるばあいには、ある補助手段を講じて労働者のためにその不足分を補ってやろうという方法である。[注9]」とのべている。

補償金制度がこのようなものであるかぎり、賃金が、それによって、契約の自由、リカアドのいう「公平自由な市場の競争」によってかえってますます実質的に低下していったことは、とくに注意されねばなるまい。なぜそのように低下したかといえば、イギリスの借地農業者は、もともと働く貧民の過剰なのを利用して、かれらを農業労働者としてとくに低い賃金で雇用する契約を自由に結んできたが、この補償金制度によって賃金をさらにあの単なる肉体的最低限以下にさえ自由に引下げ、労働者の肉体的存続に必要なあとの不足分を教区当局に補充させることができたからである。マルクスが、この制度のことを「賃金労働者を奴隷に転化し、シェイクスピアのえがいた、気位の高いヨーマンを被救恤者にする、すてきな方法であった[注10]」とのべたのも決して理由のないことではない。借地農業者は、実にこのような制度を利用して、いままで支払っていた賃金のうちでできるだけ大きな部分を救貧基金の負担にしていくことによって、その賃金部分をくりいれて自分の収入をふやしていったのであり、その結果地主も「お伽話のように」富裕になっていった。だからこそミルも「この制度は、大農にとって直接利益となるので、速かに大いに広まるにいたった[注11]」と指摘しているのである。

ところが救貧税は、すでに過剰人口の増加のためだけでもひきあげることが必要になってきたが、いまやこのように借地農業者が支払うべき賃金の最低限のうちますます大きな部分を救貧基金の負担にしていったことによって一層ひきあげられねばならなくなってきた。実際救貧税は、補償金制度がとられる以前の一七八三、四、五年の平均二百万四千二百三十八ポンドから、補償金制度がとられて以後の一八〇二、三年の平均四百二十六万七千九百六十五ポンドに増加し、その後もたえず増加していったのである。[注12]

しかもそればかりではない。長い間に貧民は、当然のことながら、自分を餓死からまもってくれるのは教区当局の義務であるとみなす

ようになっていった。そしてかれらは自分らに対する扶助や補償を、恩恵としてではなく、権利として要求するようになった。

だが以上のようなことは、地主階級にとってばかりでなく、新興ブルジョアジーにとっても、もはやがまんのならないことになってきた。マルサス、およびかれを支持するリカアドは、このような地主階級とブルジョアジーの声を代弁して、救貧法に批判の矢をむけたのであり、その理論的根拠は、マルサスの人口法則およびそれにもとづく賃金基金説と自由放任主義とであった。ただ救貧法とくにその中の補償金制度が、賃金の「公平自由な市場の競争」による決定、即ち契約の自由を侵すものであるとはいいきれないにもかかわらず、すでにのべたように、そうきっぱりといいきるほど、「科学的な公平さと真理に対する愛」によって動かされていたはずのリカアドでさえも冷静さを失っていた。そしてブルジョアジーは、マルサスの「救貧法の漸次的廃止」論を支持しながらも、リカアドが「いかなる救貧法改正案もその廃止を終局の目的としておらぬものは、一顧の価値もない」とのべているように、すべての人に自分のことは自分で心配させ、自由放任主義を徹底的に実行するのがもっともよいことだと確信していたので、なろうことなら救貧法を全廃することがかれらにはもっとも好ましいことだと思っていた。しかしかれらは、そうするだけの勇気も権限もまだもちあわせていなかった。

そこでブルジョアジーは、選挙法改正法案によって政権をにぎり、それと同時に農村地帯の貧困が完全に発達したとき、一八三三年、かれら自身の立場から救貧法を改正する仕事に着手したのである。そして救貧法委員会が任命され、その提案した新救貧法が一八三四年に議会を通過して成立するにいたった。

このようにして成立した救貧法は、金銭または食料による扶助や補償を全廃して、いたるところに急遽たてられた救貧授産場 (work-houses) に貧民を収容するたてまえをとった。しかもこの救貧授産場における仕事はいかなる就業労働者よりもはげしく、食物は就業労働者中のもっとも貧しい者の食物よりも悪かった。それゆえ大衆は救貧授産場のことを「救貧法のバスティーユ牢獄」(poor-law-bastiles) と呼んでいたほどである。また、エンゲルスは、この新救貧法を評して「自由放任主義よりももっと残酷なものである。なぜなら、自由放任主義が単に消極的にふるまっている問題に、この新救貧法は積極的に干渉しているからである」(注13) とのべており、「プロレタリアートに対するブルジョアジーの最も公然たる宣戦布告」(注14) とさえ主張している。

要するに、このような新救貧法によって補償金制度は廃止されたが、だからといってこの制度がプロレタリアートの利益になるものであり、最低賃金制の先駆であり、その実現形態の一つであるとはいえない。それは、あくまで雇主の低賃金支払いそのものを阻止するわけではなくて、歴史的にも、むしろ最低賃金制の代替物として考案されたものだからである。

(注1) F. M. Eden, The State of Poor, abridged., 1928, pp. 121-2.
(注2) R. Malthus, An Essay on the Principle of Population, 1st ed., 1798, p. 83. 7th ed. Vol. II. p. 48 (Everyman Library) 岩波文庫版『初版人口の原理』七一頁。
(注3) R. Malthus, ibid., 1st ed. p. 85. 7th ed. p. 49.
(注4) Ibid., 1st ed. p. 84. 7th ed. p. 48.
(注5) Ibid., 1st ed. p. 14.
(注6) Ibid., 7th ed. Vol. II. p. 54.
(注7) D. Ricardo, ibid., p. 82.
(注8) Ibid., p. 83.
(注9) J. S. Mill, Principles of Political Economy, ed. by W. J. Ashley, p. 366.
(注10) カール・マルクス「賃金、価格および利潤」マルクス=エンゲルス選集大月書店版第十一巻上 九八頁。
(注11) J. S. Mill, ibid., p. 367.
(注12) Nicholls, History of the English Poor Law, 1856, Vol. I, p. 133.
(注13) エンゲルス「イギリスにおける労働階級の状態」マルクス=エンゲルス選集大月書店版補巻2 四二七頁。
(注14) 前掲書 四二三頁。

三

すでにのべたように、マルサス、リカアドによって代表されるブルジョア経済学は、救貧法における補償金制度を賃金に対する法的干渉の身近かな具体例として批判してきた。

ところが新救貧法の出現によってその批判の対象は消失したわけであるが、補償金制度は、すでにのべたように、元来賃金に対する法的干渉というよりも、むしろ法的干渉を賃金に加えずに補償金を支出する制度にほかならなかった。そしてむしろ、この補償金制度が廃止されてから後に、賃金に対する正真正銘の法的干渉として、一定額の最低賃金を決め、それ以上の賃金支払いを雇主に強制する最低賃金制がいろいろな方法で計画され考案されるようになってきた。

このような最低賃金制がブルジョアや貴族の中のいわゆる「博愛家」などによって計画され考案されるようになったのは、いうまでもなく、一八三二年の選挙法改正が、労働者大衆の期待を裏切り、一八三四年の新救貧法が、リカアドのいう「貧民の友」によって制定されたにもかかわらず、かえって貧困と飢餓を増大させ、労働者大衆のブルジョアジーに対する憤激を高めて労働組合運動の発展を促進し、チャーチスト運動をひろめるという結果をもたらしたからである。

事実、新救貧法の制定後、まさにそれが減らす目的であったはずの救貧税さえも、最初に減っただけで、二、三年後には以前と同じ程度に達し、かつて人口増加を刺戟し貧困を増大させるものだと非

難された教区の扶助や補償が全廃されたにもかかわらず、貧困は減少せず、とくに農村地帯の悲惨な状態は年とともに増大した。以前には旧救貧法のもとで三百万人から四百万人の半被救護者がいたのに対して、いまでは百万人の完全な被救護者がかの「救貧法のバスティーユ牢獄」へ送りこまれ、その他の者は、かつての半被救護者も含めて、あっさり援助なしに放置され、飢餓に追いやられていった。その結果失業と飢餓とみじめな低賃金のあいだをさまよわねばならない者が増加し、好況期にもいなくならないどころか、周期的な恐慌毎に増加したのである。そして労働者階級の抵抗は、このブルジョアジーの露骨な意図を示した新救貧法に対する激昂から急速にたかまっていった。そこで、たとえ「十九世紀前半のさしせまった害悪は低賃金よりもむしろおそるべき工場および住宅の状態と労働日の非人間的な長さであった」（注1）ために、もっぱらこれを改善する工場立法に世の関心が向けられていたとしても、「博愛家」たちのあいだで、低賃金労働者を救済するための最低賃金制があれこれと工夫されるようになったのも当然であろう。

しかもこのような最低賃金制のいくつかの試みに注目して、まずそれを経済学的研究の爼上にのせたのは、労働者の貧困と「準奴隷的な労働者の状態」（注2）私有財産制における分配上の不平等（注3）を鋭く指摘したジョン・ステュアート・ミルにほかならなかった。

即ち、J・S・ミルは、その著『経済学原理』の中で「低賃金を克服する通俗的な方法」という一章をもうけ、その中でまず最低賃金制を検討している。

ただミルは、これにひきつづいてかつて救貧法においてとられていた補償金制度、および低賃金労働者に土地を配賦する配賦地制度（Allotment System）をやはり「低賃金を克服する通俗的な方法」として批判の対象にしている。

そこで、ここでは配賦地制度はしばらくおくとしても、前節との関連で順序を逆にして、補償金制度の批判を先に検討してみることにしよう。

ミルは、補償金制度について、それが救貧法においては家族数に応じて補償するようになっている点を指摘して、「とはいえ人口の増加を直接かつ積極的に奨励することは、この制度において必ずしも避けられぬことはない。賃金の補償をすべての労働者に一律にあたえるようにすることができる。この方法はこの制度がとりうる最も不都合でない形態である」（注4）とのべてから、「この方法は一方では、賃金に追加しながら、他方では賃金を削減することになる。」と前置きしてこう論じている。

「賃金率には、人民の生活しうる、あるいは誰でも異議なく生活しうるとみなされる最低限がある。これを一週七シリングと仮定しよう。いまこのように賃金が少額なのに同情して、教区当局がこれを補償して十シリングにしてやったとしよう。ところが労働者は七シリングの生活に慣れているので、たとえその増額を喜んでうけいれたとしても、増殖本能を抑制するよりもむしろ（事実が証明しているように）七シリングの生活をするであろう。労働者に教区の補償金をあたえても、その生活慣習は改善されることはないであろう。労働者は教区から三シリングを受けても、人口増加によって賃金を四シリングに低下させても、以前と同じ程度の生活をするであろう。したがって労働者はその点まで下げられた生活をすることになる。あるいはおそらく人口の増加をまつまでもなく、救貧授産場にはそれだけの失業労働者がいるので、たちまち同様の結果を生ずるであろう。（注5）」

ここで注意すべき点は、ミルが、マルサス、リカアドを踏襲してきわめて公式的にマルサス人口法則と賃金基金説あるいはむしろリカアド流の賃金鉄則にもとづいて補償金制度を批判しながらも、とくに労働者が生活程度を変え、増殖本能を抑制しようとしない事実に注目していることである。まさにこの事実をこそミルは世論の改善と教育によって変え、人口を抑制することによって低賃金を克服しようとしたのであり、この点、ただ救貧法における補償金制度の廃止を主張するだけであったマルサス、リカアドの自由放任主義とはやや異なっていた。

とはいえすでに廃止された救貧法における補償金制度については、歴史的事実をかえりみて、ミルはやはりその害悪をマルサス人口法則にもとづいて暴露し、次のような強い否定的な論評を加えている。

「前世紀中は救貧法のどちらかといえば厳格な実施のもとで人口は緩漫にしか増加せず、農業賃金は餓死線より相当高かった。ところが補償金制度のもとで人民は急速に増加し、賃金は低下したので賃金と補償金とを合わせても、家族は以前に賃金だけであったときよりも暮し向きが悪くなった。労働者が賃金だけで生活するときには、事実上の最低限というものがある。賃金が人口を維持しうる最低率以下に低下すれば、人口が減少して賃金を少くともその最低率まではひきもどすであろう。ところが何らか施与をなしうるすべての人人からむりにとりたてたもので賃金の不足を補償するならば、賃金は餓死線以下に低下し、殆どゼロにまで低下するかもしれない。」

ミルはこのようにのべて、最後に、この補償金制度が一八三四年の新救貧法によって阻止されたことを指摘して、「その復活の兆がないように私はこいねがうものである」（注6）と結んでいる。

すでにのべたように、ミルは、補償金制度をリカアドなどと異なって正当にも契約の自由を干渉するものでないとみているかぎり、その害悪の原因がむしろ補償金に依存して賃金を自由に切下げていった資本家側の事情に求められるべきであったが、以上のように、それは、すべて、マルサス人口法則にもとづいて、人口を増殖させる労働者側の事情に求められてしまった。ここに、ミルのブルジョア的限界がみとめられる。そして新しい最低賃金制の試みに対してもこのような立場から検討を加えていくのである。

ミルはまず最低賃金制のその当時主張されていたいろいろな方式を次のように列挙している。

第一には、「賃金の法定」として、「賃金の最低限を決めておいて、それ以上の変動を競争によって調節されるままにしておく」という方法である。これは、現在アメリカの公正労働基準法においてとられているような法文に直接最低賃金率（または額）を規定する方式を指しているのであろう。

第二には、「イギリスでは地方職業委員会（local boards of trade）、フランスでは労使協議会（conseills de prud'hommes）その他の名称で呼ばれている委員会がつくられ、それは労働者の代表と使用者の代表とから構成され、これらの代表が相会して賃金率を協定し、それを政府当局から発令して、使用者をも労働者をも一般的に拘束する」という方法である。これは、現在賃金委員会方式として各国の最低賃金制において広く採用されている方式である。

その他に、ミルは、法律の制裁によらずに道徳の制裁によって、即ち世論によって使用者に最低賃金制を強制する方式をあげているが、これは、もし法律を制定していなければ、最低賃金制といえないにしても、現在もアメリカの州法などにみられるように、違反した使用者に刑事的制裁を加えずに、新聞にその氏名を公表して世論に訴えるという方式と解すれば、もちろん最低賃金制とみなされるわけである。[注7]

いずれにせよ、すでにミルの時代から、このようないろいろな方式の最低賃金制が提案されていたらしいということは、注目すべきことである。そしてこのような最低賃金制を正面きってとりあげた最初の経済学者がおそらくはこのJ・S・ミルだったのである。

ただミルはこれらの方式について細かく検討しているわけではなく、これらの方式に共通する最低賃金制の原理を検討している。

ミルはまず賃金が労働者の競争および資本家の競争によってどのように決まるかということをのべた後に、

「したがって競争によって決まる賃金率は、現存の賃金基金全体を総労働人口に分配するものである。（それゆえ）法律また世論によって賃金をこの率よりも高く決めたならば、何人かの労働者が失業することになる。[注8]」と主張している。

これは、明らかに、賃金基金の固定性から最低賃金制を無効とみなすものであり、現在もなおとなえられている「最低賃金制が実施されれば失業が生ずる」という最低賃金制反対論を裏づけるものである。しかし労働者の状態と分配の不平等を敏感に把握してそれを克服する方法を探求していたミルは、このような簡単な主張によって最低賃金制を全面的に否定し去ることはできなかった。ミルは、これにすぐひきつづいて、最低賃金制を有効ならしめるための条件を次のように挙げている。

「しかしこれらの（失業した）労働者が餓死することは、博愛家の本意ではないのだから、これに備えて強制貯蓄によって賃金基金をむりに増加させなくてはならない。仕事、少くとも賃金がそれを求める者すべてに与えられるような準備がなかったならば、賃金の最低限を決めても何もならない。したがってこの準備はつねに賃金を決める計画の一部をなすものである。」

ミルはさらに賃金基金を増加して失業者に職を与えるために地方税または国税を課するべきであるという主張をも支持して「こうすれば、労働と賃金基金の比率は労働者に有利になるように変更される[注9]」と主張している。

ミルはこのばあいいうまでもなく賃金基金の可変性をみとめている。そしてさらにこうのべている。

「社会のこのような義務が現存の一代に限られ、強制貯蓄もただ現存の人民に十分な賃金で永久の職業を与える限度にとどまるならば、私はこのような提案を熱心に支持する点で他の何人にもおとる者ではない。社会は主として筋肉労働で生活する人々から成り立っている。そして社会、即ち労働者がその肉体的力を貸して人々に余分のものを享有できるようにしているかぎり、公益の目的でこの余分のものに課税する権利を保持することによって、かれらが以上のように遇される権利があるし、常にそうされてきたのである。公益の目的のうち最も重要なのは人民の生命の維持である。誰も自分が生れたことについて責任をもつものではないのだから、余分のものをもっている人々がすでに生を得ているすべての人々の生活を安定させるためにいかに金銭上の犠牲をはらっても、はらいすぎるということはない。[注10]」

ミルはこのように最低賃金制を有効ならしめるための条件として賃金基金の増加を強調し、労働者がそれによって最低賃金を確保される権利をもっているとさえ主張している。しかしそれはあくまで現存の一代限りであり、人はその勝手に生む子孫の生活をも安定させるために賃金基金の増加を要求する権利はないとのべ、その根拠としては、「資本の自然増加は最もうまくいっても以前より速かでなくなる。したがってその不足はますますひどくなっていき、その不足の埋合わせとして課税がおこなわれれば、その高さは同じようにますます非常な速さで増加するであろう。[注11]」というマルサス的な公式をあげている。そして「法律によって人口を制限する」という新しい条件を次のようにもち出してきている。

「生れ出たすべての人々に十分な賃金で仕事を保障するということは、国家としてはできないことである。しかし国家がこれをなす以上は、その自衛上からも政府存立の目的からも、国家の承諾なくして子供を生んではならないということにする必要がある。制欲の通常の自発的な動機がないならば、その代りに他の動機がなくてはならない。即ち、このばあいは、ドイツの数州に現在（一八四八年）おこなわれているのと少くとも同じ程度の結婚制限、あるいは、子供を養いえないのに子供を生んだ者に対する重罰などがどうしても必要になってくる。[注12]」

ミルは、以上のように、最低賃金制を有効ならしめるための条件として、短期的には、賃金基金の強制的な増加を、長期的には、人口の強制的な制限を主張しているのであって、逆に、このような条件がみたされなければ最低賃金制は無効であると考えていた。このことは、ミルが一見どんなに最低賃金制を是認しているように見え

ようとも、実際上はその意義を否定していることを意味する。というのは、最低賃金制に何らか意義を認めるとすれば、それが多かれ少なかれ経済的諸要因に変化をひきおこさせて賃金を引上げうるとみなすべきであるが、ミルにおいては、逆に、賃金基金の増加と人口の制限という経済的要因の変化を前提条件としなければ、最低賃金制も賃金を引上げえないと主張しているからである。

要するに、ミルは、その鋭くとらえた労働者の状態を改善しようとする熱情からは、最低賃金制を肯定しようとする意図を示しながらも、マルサス人口論に立脚しているかぎり、現実的には最低賃金制を否定する結果になっているのであり、ドロシイ・セルズによって、ミルがマルサス的な根拠から最低賃金制を排斥しているとみなされているのも決して理由のないことではない。[注13]事実ミルが低賃金を克服するために積極的に推進しようとしていたのは、やはり最低賃金制ではなくて、人口の制限だったのである。

（注1） G. D. H. Cole, A short History of the British Working Class Movement, 1787–1947, p. 128. 邦訳、岩波現代叢書「イギリス労働運動史」I二二八頁。

（注2） J. S. Mill. ibid., p. 210.

（注3） Ibid., pp. 119–217.

（注4） Ibid., p. 367.

（注5） Ibid., pp. 367–8.

（注6） Ibid., p. 368.

（注7） Ibid., pp. 361–2.

（注8） Ibid., p. 362.

（注9） Ibid., p. 363.

（注10） Ibid., p. 363.

（注11） Ibid., p. 363.

（注12） Ibid., p. 365.

（注13） D. Sells, British Wages Boards, A Study in Industrial Democracy, 1939, p. 18.

むすび

最低賃金制は、上述のとおり、J・S・ミルによってはじめて正面きって理論的にとりあつかわれたが、ミルの肯定的な意図にもかかわらず、現実的にはそれが否定される結果になっていることは、ミルが決して現実的な社会改良主義者にはなりえていないことを示しており、それは、マルサス人口論と賃金基金説に固執しているかぎり、やむをえないことであった。そして後に最低賃金制を理論的に肯定するようになったのが、ほかならぬ賃金基金説の批判者である勢力説の主張者であり、かれらこそが現実的な社会改良主義者として最低賃金制の意義を積極的に認めていったことは決して偶然ではなかった。われわれはその代表者として、後にウェッブ夫妻の最低賃金制論にふれるであろう。

vaine pâture 考

渡邊國廣

一

フランス農業の発展過程のなかで、十八世紀は「革命の仕事をした」といわれるが、[一]実際にこの革命は何に対して戦われたのであろうか。いま、革命が対決したのは、これまで農業経営がそれなしでは成立し得なかったものに対してであったとすれば、かかる要因を奈辺に求めたらよいか。

そういった視点に立って、本稿では「耕作地を除く他の土地でおこなう放牧に対置されて、休作地での放牧」、しかし村落のすべての休作地で「本質的に、共同でおこなう」放牧といわれた、農村の一つの慣行を[二]措定し、検討を加えてみようと思う。すなわち、上述の慣行が排除されたことをもって農業革命とみなし、[三]それがいかにしておこなわれたか問うまえに、かかる慣行そのものについて考察してみようというのである。

註一　十八世紀を、フランス農業史で、一般に農業革命の時代という。ここにおいてもまた、Annales d'histoire économique et sociale, t. 2 (année 1930), p. 329–383, 511–556 に所載 Bloch, M. La lutte pour l'individualisme agraire dans la France du XVIIIe siècle（以下 L'individualisme agraire と略）の p. 330 での評価によりながら、かかる通念に従う。

註二　これこそが vaine pâture と呼ばれる。ここでは、Annales d'histoire économique et sociale, t. 8 (année 1936), p. 401, n. 1 と Bloch, M. Les caractères originaux de l' histoire rurale française, Nouvelle édition, Paris, 1952, Armand Colin（以下単に Les caractères originaux. と略）p. 42 での記述によりながら、一般に共有地といわれた荒蕪地・森林・牧草地に向っての放牧と区別して「収穫の終った耕作地で家畜を牧養するという意味に、厳密に限る」ことにする。つまり Annales d'histoire sociale, t. 3 (année 1941), p. 164, n. 3 での指